

1	令和7年度 第4回厚真町農業委員会総会議事録
	令和7年7月29日（火） 午前9時30分から
2	令和7年度 第4回厚真町農業委員会総会を総合ケアセンターゆくり健康増進室に招集する。
3	出席委員 14名（定員14名） 会長 14番 小谷和宏 職務代理 13番 高橋宥悦 委員 1番 早坂信一 2番 岡嶋修司 3番 藤本裕一 4番 上田輝美 5番 中島純一 6番 中島広幸 7番 長谷川和司 8番 斉藤 仁 9番 澤田和博 10番 工藤英暢 11番 安田久美子 12番 米澤慶一
4	議事日程 第1 議事録署名委員の指名 第2 会期の決定 第3 諸般の報告 第4 農業者年金業務報告 第5 報告第1号 各諸証明の発行 第6 報告第2号 農用地あっせん 第7 報告第3号 農地法第5条の届け出 第8 議案第1号 現況証明 第9 議案第2号 農地法第3条の許可処分 第10 議案第3号 農地中間管理機構による農用地の買入れの協議に係る町長に対する通知要請 第11 議案第4号 農用地利用集積等促進計画案
5	議事に参与した者（事務局職員） 大垣事務局長 石間主査 奥井主事
事務局（大垣局長）	ただ今から令和7年度第4回総会を開催します。 開催にあたりまして、小谷会長よりご挨拶をお願いします。
小谷会長	【会長挨拶】
事務局（大垣局長）	本日の出席委員は、14名全員であります。定足数に達しておりますので、総会は成立していることをご報告いたします。 それでは、厚真町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事進行は小谷会長にお願いいたします。
6	議 事
議長 （小谷会長）	これより、議事に入ります。（午前9時30分） 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。 厚真町農業委員会会議規則第12条第1項の規定する議事録署名委員ですが、

	議長から指名させていただくことに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」の声あり】
議長 (小谷会長)	それでは、斉藤委員、澤田委員を指名いたします。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の大垣事務局長、石間主査、奥井主事を指名いたします。
議長 (小谷会長)	日程第2 会期の決定を議題といたします。 お諮りいたします。 本総会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。 これに、ご異議ございませんか。
	【「異議なし」と声あり】
議長 (小谷会長)	「異議なし」と認めます。 したがって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決定いたしました。
議長 (小谷会長)	日程第3 諸般の報告を行います。 諸般の報告は、お手元に配布のとおりでありますので、報告済みといたします。
議長 (小谷会長)	日程第4 農業者年金業務報告を行います。 事務局から、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	本日配布しております農業者年金処理台帳をご覧ください。 7月の処理状況でございますが、死亡関係届出書2件、農業者老齢年金裁定請求書1件を処理しています。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきまして、質疑はありませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 したがって、農業者年金業務報告は報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第5 報告第1号 各諸証明の発行を議題といたします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書1ページをご覧ください。 報告第1号 各諸証明の発行について。 厚真町農業委員会処務規程第4条第1項の規定により下記のとおり発行したので報告します。令和7年7月29日提出、厚真町農業委員会会長。 証明番号6番～7番、現況証明及び営農証明を発行しています。 以上で報告を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 これより、報告第1号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」と声あり】
議長 (小谷会長)	日程第6 報告第2号「農用地あっせん」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書2ページをご覧ください。 報告第2号 農用地あっせんについて。 次の通り農用地あっせんを実施したので報告します。 令和7年7月29日提出、厚真町農業委員会会長。 1番、申出人、〇〇市 〇〇 申出日、令和7年4月18日。 あっせん委員長として高橋委員長、米澤委員、早坂委員を令和7年4月30日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地・価格等でございますが、〇〇 〇〇

	地目 田 面積、〇〇㎡。 10a 当り単価、公簿で〇〇円 総額〇〇円でございます。 相手方、〇〇 〇〇。 あっせん月日 令和 7 年 6 月 25 日、1 回で成立、福祉センター第一会議室で行ってございます。 続いて 2 番、申出人、〇〇 〇〇 申出日、令和 7 年 5 月 28 日。 あっせん委員長として高橋委員長、米澤委員、早坂委員を令和 7 年 4 月 30 日の総会で指名しております。 あっせんを実施した農地・価格等でございますが、〇〇 〇〇でございます。 地目 畑 面積 7 筆合計、〇〇㎡。 10a 当り単価、公簿で〇〇円 総額〇〇円でございます。 相手方、〇〇 〇〇。 あっせん月日 令和 7 年 6 月 25 日、1 回で成立、福祉センター第一会議室で行ってございます。 こちら 2 件とも先月の案件ですが、議案作成後のあっせんになったため今月の報告となっております。 また、手数料等につきましては、議案 4 号の方で説明いたします。 以上説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 ここで、あっせんについて補足説明を求めます。 1 から 2 番を高橋職務代理お願いします。
高橋職務代理	最初に 1 番の方ですが、申出人の〇〇さんが基盤整備後、登記が終わって自作地を処分したいということで、相手方の〇〇さんは 30 年 40 年近く、賃貸をして耕作をしていました。自作地処分ということで、そのまま〇〇さんが購入したいということになりました。 また、今回公社を通してということで、不履行の件、手数料について十分に説明し、お互い納得し、1 回で成立しました。 また 2 番につきましても、〇〇さんはまだご健在ですが、年も年で、畑を処分したいということで、こちらも〇〇さんが 30 年 40 年耕作してしまして、そのまま購入したいということで決まりました。 こちらも同様、公社を通しての説明を十分させてもらって、お互い納得し、1 回で成立しております。 先程言ったように、田んぼが 27 万円、畑が 4 万円ということで合意していますのでお願いいたします。
議長 (小谷会長)	ありがとうございます。 これより、報告第 2 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	したがって、報告第 2 号「農用地あっせん」については、報告のとおりいたします。
議長 (小谷会長)	日程第 7 報告第 3 号「農地法第 5 条の届出の報告」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(奥井主事)	議案書 3 ページでございます。 報告第 3 号農地法第 5 条の届出について。 次の通り農地法第 5 条の届出があったので報告します。 令和 7 年 7 月 29 日提出、厚真町農業委員会会長。

	1 番 所在 ○○ ○○ 地目 畑 地積○○㎡ 契約内容 所有権の移転 目的 住宅の建設でございます。 計画内容は記載の通りでございます。 所有者 ○○ ○○ 転用者 ○○市 ○○ 申請の理由 住宅の建設のためでございます。 届出年月日令和 7 年 7 月 7 日 受理通知日 令和 7 年 7 月 9 日 説明資料 1 ページをお開きください。 1 ページに位置図、2 ページに地番図、3 ページに現況図、 4 ページに都市計画図でございます。大変みにくいですが、下部の紫色部分に赤丸があるのですが、こちらが転用位置で、こちらの地図より、市街化区域であることを確認しております。 市街化区域内の農地転用につきましては、農業委員会の許可は不要になっております。5 ページは添付資料です。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	ありがとうございます。 これより、報告第 3 号に対する質疑を許します。 何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	したがって、報告第 3 号「農地法第 5 条の届出の報告」については、報告のとおりといたします。
議長 (小谷会長)	日程第 8 議案第 1 号「現況証明」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(石間主査)	議案書 4 ページでございます。 議案第 1 号 現況証明について。 次のとおり現況証明願があったので提出いたします。 令和 7 年 7 月 29 日提出、厚真町農業委員会会長。 申出地は、○○ ○○。公簿地目 原野、現況地目 田、申請現況が田となっております。 地積○筆○○㎡。願出人・所有者は ○○ ○○。 願出理由につきましては、地目変更登記のためでございます。 説明資料をご覧ください。 6 ページに申請地の位置図、7 ページに地番図、8 ページに写真図、9 ページに現地の写真を載せております。 申出地につきましては、○○さんが北海道農業公社の農地保有合理化事業、現在は事業名が農地売買等事業の貸付タイプと言いますが、こちらの事業により、公社に売り渡す予定の土地でございます。 北海道農業公社から、農地売買等事業の貸付タイプの場合は、所有権を移転する前に、現況地目と公簿地目を揃えて欲しいという指示があり、今回、現況証明を出す運びとなりました。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。地区担当委員の長谷川委員より補足説明をお願いいたします。
長谷川委員	写真を見て頂ければ分かると思いますが、農道がついていると思うんです

	が、以前はこの部分までは畦畔になっていました。 如何せん、公簿が原野になっていますので、これでは公社通らないという形でしたので、〇〇さんの方をお願いして進んでいるところでございますので、お願いいたします。
議長 (小谷会長)	これより、議案第 1 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 1 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第 1 号「現況証明」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第 9 議案第 2 号「農地法第 3 条の許可処分」を議題とします。 事務局より、説明をお願いいたします。
事務局(石間主査)	議案書 5 ページでございます。 議案第 2 号 農地法第 3 条の許可処分について。 次のとおり農地法第 3 条の許可申請があったので提出いたします。 令和 7 年 7 月 29 日提出、厚真町農業委員会会長。 1 番、土地の表示、所在 〇〇 〇〇番地以下 3 筆記載の通りでございます。 現況地目 田。地積 3 筆合計 〇〇㎡。 貸主、〇〇 〇〇。 借主、〇〇 〇〇。 契約内容につきましては、賃貸契約でございます。 10a 当り単価、水張で〇〇円でございます。 説明資料をご覧ください。 10 ページに申請地の位置図、11 ページに地番図、12 ページに写真図を載せております。 13 ページに調査書でございます。記載の通り農地法第 3 条第 2 項の要件にはいずれも該当致しません。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 これより、議案第 2 号に対する質疑を許しますが、その前に地区担当の藤本委員から、意見をお伺いします。
藤本委員	今説明があったとおりなんですけども、手打があったのかもしれませんが、地域的にはかなり限られた農地で皆さんが経営している中で、農地の取り合いというわけではないんですけども、本人とも相談、話しを受けていない中で、この書類が上がってきて、自分もどういうことなのかなと、まだ本人とも話しはできておりませんが、今後こういうことがないように目を光らさなければと思っています。 これから両方から話しを聞き、話しを進めていきたいと思います。
議長 (小谷会長)	今、藤本委員が仰ったように、〇〇地区は後継者が多い地区です。 なかなか、このような借地だとか、売買地が出てくるのが限られています。 耕作者が地域の中で、ここはあの人が買うんだな、作るんだなと目に見えて

	いる地域だと思います。 この3条案件のような、早い者勝ちのような案件については、農業委員会としては認めたくありませんので、採決はしますが、農地銀行や農事組合で、ここはこの人が作るのが適切だ、ということを地域で話し合ってやって頂かないと、農業委員会は受理することができないと思います。 ただ、私が喋っていることが正しいとは限りませんので、採決をしたいと思います。
藤本委員	この土地については今出た土地ではないんです。 何年も耕作して、今回継続ということで、中間管理機構を通してぐれば何も問題ない案件でしたが、なぜ、3条で申請したのかも本人からも聞いておりませんし、そこもこれから確認しなければなりません、何年もやっているところですので、誰も今更、俺に作らせろという話しにはならないと思いますので、そこは自分も責任あるので、本人とも話しをしていきたいと思います。
早坂委員	継続審議というのは出来ないんですか。
議長 (小谷会長)	採決をして、もう一度申請をして頂こうと考えています。
長谷川委員	ここの地形というのが分からないんですけども、どうして今、このように出てくるのかと疑問がありまして。
議長 (小谷会長)	中間管理機構の説明については事務局から2回しています。
長谷川委員	元々、〇〇さんが借りていた場所だったのか。
議長 (小谷会長)	借りています。中間管理機構を通して頂ければ何ら問題のないことであって、なぜ3条なのということです。
中島純一委員	事務局の方できちっと説明をしているんですよ。 そして、地元の農業委員さんに声掛けてくださいということも言ってるんだよね。
事務局(石間主査)	相談を受けて公社を通す内容については、〇〇さんにもご理解はいただいたんですけども、ただ、受理をしてしまっ、事後報告になってしまっています。
中島純一委員	美里なら美里で、賃貸する時に最初から私たちが入っていくわけではなくて、借り手、貸し手で話し合っ、事務局にいった後に説明がくるというのがありましたから。
議長 (小谷会長)	本来は農業委員さんのところへ行って、借りますのでお願いしますというのが、本来であって、それは電話でも良いんです。 ただ農業委員さんが意見を言う機会がないのがおかしい。 3条はダメだと言っはいいませんが、早い者勝ちのようなことが出来てしまっはダメです。それは厚真町としては認めません。 中間管理機構を通して賃貸した方がいいんじゃないですかと言いましたが、3条で押しとおして来ましたので、おかしいなということで、採決を求めようとしております。
長谷川委員	ここで通してしまうとどこの地区でも、半端な考えでとなると農地の集約が出来なくなっくるということで、その辺はここで整理しなければならないと私は思っております。
議長 (小谷会長)	中間管理機構を通してあっせん、賃貸をすると国が言っしたのは、土地の集積化を求める背景がある。地元の農業委員さんに任せといたら、集積率が上がらないということで、飛び地を貸すことを出来ないようにするための中間管理機構です。 いいような悪いような、地域の考え方に沿っ、飛び地ですけど、ここを元手に周りの農地を借りて行って、団地化するのならば、話は別かなと。

	その地域の考え方というものをきちっと反映しなければいけないと思います。 そして、中間管理機構が飛び地でも認めたとするならばいいです。 去年から交換分合というものが大変盛んになっています。 そういったことも利用しながら、農地の集積化を図っていかなければならないというのが、中間管理機構と農業委員会の仕事であります。 そのあたりを分かって頂きたいと思います。
斉藤委員	今回の問題というのは、3 条を選択したのが問題ではなく、地元の農業委員さん、農事組合、農地銀行に相談がなかったことが問題ということでしょうか。
議長 (小谷会長)	元々借りているのは〇〇さんで、中間管理機構を通せば何も問題はないことなのに、なぜ3 条なのということが藤本委員も分からないところです。
議長 (小谷会長)	ここで農業委員会としての採決を採りたいと思います。 議案第 1 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立者なし】
議長 (小谷会長)	起立者なしであります。 したがって、議案第 2 号「農地法第 3 条の許可処分」については、否決されました。
議長 (小谷会長)	日程第 10 議案第 3 号 「農地中間管理機構による農用地の買入れの協議に係る町長に対する通知要請」についてを議題といたします。
事務局(石間主査)	議案書 5 ページでございます。 農業経営基盤強化促進法第 22 条第 1 項の規定に基づき、あっせんを受けたい旨の申し出のあった下記の農用地について、農地中間管理機構、公益財団法人北海道農業公社による買入れが必要であると認められるので、厚真町長に対し、同条第 2 項による通知をするよう要請することについて委員会の可否を求めます。 令和 7 年 7 月 29 日提出、厚真町農業委員会会長。 まず、本議案でいう買入の協議とは、公社の農地売買等事業の貸付タイプを利用する際の手続きとなります。 買入協議では、〇〇さんと将来の農地の受け手である〇〇の〇〇に、農業委員の立会いのもと、公社に購入してもらう額を決めて頂くことになります。 8 月の総会で公社と〇〇さんとの売買の案件が上がる予定でございますが、その際の、売買価格は買入協議で決まった額となるということでございます。 本文に戻ります。 あっせん申出人 〇〇 〇〇 〇〇以下〇筆。面積合計〇〇㎡でございます。 以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。これより、議案第 3 号に対する質疑を許します。何か、ございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第 3 号について起立により採決いたします。本件について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長	起立全員であります。

(小谷会長)	したがって、議案第 3 号「農地中間管理機構による農用地の買入れの協議に係る町長に対する通知要請」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	日程第 11 議案第 4 号 「農用地利用集積等促進計画案」を議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
事務局（奥井主事）	議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画案について。 厚真町からの事務委任をうけ、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 2 項の規定により作成した、下記の農用地利用集積等促進計画の案について審議を求める。 また、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを公益財団法人北海道農業公社へ要請することについて決定を求める。 令和 7 年 7 月 29 日提出、厚真町農業委員会会長。 議案書 8 ページでございます。 1 番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 所有権を移転するもの 〇〇 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 〇〇 〇〇 地目 田 面積 〇〇㎡ 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の〇〇さんですが、1%の手数料として、〇〇円 手数料に係る消費税として、〇〇円 こちらの 2 つを合わせた 〇〇円が公社へ振込金額になります。 続いて下段、出しての〇〇さんですが、2%の手数料として〇〇円、消費税 〇〇円、こちらを対価から差し引きしますと、〇〇円になり、こちらが〇〇さんへ振込まれる金額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手の〇〇さんは 10 月 3 日まで、公社は 10 月 20 日が期限となっています。 ただし、あくまでも、契約書に記載の日付でございまして、現在は 8 月 25 日には受け手から支払予定日を決めており、この通りにいけば、早く振込まれる場合もあるということでございます。 2 番 所有権の移転を受けるもの、〇〇 所有権を移転するもの 〇〇 中間管理者 札幌市 北海道農業公社 所在 幌内 〇〇以下〇筆 地目 畑 面積 〇〇㎡ 所有権の移転時期 こちらは公告日と同日になります。 対価 合計〇〇円 手数料及び消費税として、始めに上段受け手の〇〇さんですが、1%の手数料として、〇〇円 手数料に係る消費税として、〇〇円 こちらの 2 つを合わせた 〇〇円が公社へ振込金額になります。 続いて下段、出しての〇〇さんですが、 2%の手数料として〇〇円 消費税〇〇円 こちらを対価から差し引きしますと、〇〇円になり、こちらが〇〇さんへ振込まれる金額になります。 対価の支払方法は指定口座振込。支払期限につきましては、受け手の〇〇さんは 10 月 3 日まで、公社は 10 月 20 日が期限となっています。ただし、あくまでも、契約書に記載の日付でございまして、現在は 8 月 25 日には受け手から支払予定日を決めており、この通りにいけば、早く振込まれる場合もあるということでございます。

	以上で説明を終わります。
議長 (小谷会長)	事務局の説明が終わりました。 この件につきましては、先ほど報告第2号で承認をいただいておりますので、地区担当委員の意見は省略いたします。
議長 (小谷会長)	それでは、議案第4号 に対する質疑を許します。何かございませんか。
	【「ありません」の声あり】
議長 (小谷会長)	質疑なしと認めます。 それでは、議案第4号について起立により採決いたします。 本案について、原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。
	【起立全員】
議長 (小谷会長)	起立全員であります。 したがって、議案第4号「農用地利用集積等促進計画案」については、原案のとおり可決されました。
議長 (小谷会長)	以上、本総会に付議された案件の審議は、すべて終了いたしました。 これをもちまして、令和7年度第4回厚真町農業委員会総会を閉会いたします。 【午前10時36分 閉会】

※以上の顛末を証するために署名する。

令和 年 月 日

議 長 (会 長) _____

署名委員 (斉藤委員) _____

署名委員 (澤田委員) _____